

平成24年12月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(レ)第157号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・萩簡易裁判所平成24年(ハ)第12号)

口頭弁論終結日 平成24年10月31日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控訴人 アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

山口県萩市

被控訴人 X /

山口県萩市

被控訴人 X 2

上記2名訴訟代理人弁護士 田邊一 隆

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
- 3 原判決主文第1項及び第2項は、仮に執行することができる。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者であった株式会社ライフ（以下「ライフ」

という。) 及び控訴人との間で、それぞれ継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人らが、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限利率を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、ライフ及び控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人（被控訴人青木やよい関係では、吸收合併存続会社としてライフの権利義務を承継した控訴人）に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。

- (2) 原審は、被控訴人らの請求をいずれも全部認容した。
- (3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因

- (1) ライフ及び控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人 X/（以下「被控訴人 X/」という。）は、ライフとの間で、原判決別紙計算書1のとおり、平成12年12月14日から平成23年6月3日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引1」という。）。
- (3) 被控訴人 X2（以下「被控訴人 X2」という。）は、控訴人との間で、原判決別紙計算書2のとおり、平成17年5月29日から平成21年6月14日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返した（以下「本件取引2」という。）。
- (4) 被控訴人 X/のライフに対する弁済、及び、被控訴人 X2の控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法の制限利率を超過するものである。
- (5) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業者であるところ、利息制限法に定められた制限利率を超える利息の弁済を被控訴人らから受けており、そのこと

を認識していたので、悪意の受益者に当たる。

- (6) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、本件取引1については、平成23年8月24日時点で、51万9915円の過払金元金と利息2万7257円、本件取引2については、平成23年8月29日時点で、32万4409円の過払金元金と利息3万5818円がそれぞれ生じている。
- (7) 控訴人は、平成23年7月1日、吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した。
- (8) よって、被控訴人らは、控訴人に対し、過払金元金の返還及び過払金元金に対する民法704条前段所定の利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)及び同(7)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) ライフ及び控訴人は、顧客に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付する十分な業務態勢を常に整備していたのであるから、ライフ及び控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 仮に、ライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日の翌日である。
- (3) 仮に、ライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

4 抗弁

控訴人は悪意の受益者ではないから、現に利益の存しない部分は返済金から控除すべきであり、法人税等として納付した利得を差し引いた現存利益として過払金元金の55%に相当する金額を被控訴人X2に支払えば足りる。

5 抗弁に対する認否

争う。

第3 当裁判所の判断

1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、同(2)ないし(4)の事実は甲1、甲2及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(5)（悪意の受益者）について

(1) 上記のとおり、ライフ及び控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人らとの間で本件各取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠はない。したがって、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であると推定される。

(2) そうすると、ライフ及び控訴人は、本件各取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人らに対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、控訴人は、上記利息を付すべき始期

は訴状送達の日の翌日である旨主張するが、前記のとおり、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、採用できない。

3 請求原因(6)について

弁論の全趣旨によれば、本件各取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。

また、相殺の場合の充当方法について、民法512条が同法488条ないし491条を準用していることからすると、貸金業者と借主が互いに金銭消費貸借の債権者と債務者になり、あるいは過払金返還請求権の債権者と債務者になり得る場合にあっては、当事者間の公平を図る趣旨から、弁済が費用、利息、元本の順に充当されることに対応して、過払金も利息、元本の順に充当される解するのが相当であり、当事者もそのように合意しているものと推認するのが相当である。

これにより本件各取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、原判決別紙計算書1、2のとおりとなる。

4 請求原因(7)の事実は当事者間に争いがない。

5 抗弁について

上記2のとおり、控訴人は、本件取引2にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人X2に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うものというべきであって、その後の納税等によって現存利益が失われたとしても、上記結論を左右するものではなく、抗弁は認められない。

6 以上によれば、被控訴人らの請求はいずれも理由があるからこれを認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件控訴は理由がないからいずれも棄却することとし、仮執行宣言

を付して主文のとおり判決する。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 松 永 晋 介

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成 24 年 12 月 13 日

山口地方裁判所第 1 部

裁判所書記官

森 山 泰 成

